

第2章 計画の基本的事項

川口市教育振興基本計画は、本市の教育の振興にあたっての施策に関する基本的な事項を定めた計画であり、教育基本法第17条第2項に基づいて策定しています。計画策定にあたっては、第5次川口市総合計画後期基本計画、川口市教育大綱に示された方針に沿い、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30～令和4年度）及び令和元年7月に策定された第3期埼玉県教育振興基本計画（令和元～令和5年度）を踏まえています。

この基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として設定しています。また、学校教育から生涯学習まで教育に関する幅広い施策を盛り込んだ構成となっています。

学校教育においては、教育の質の向上を図り、学校と家庭・地域社会との連携を推進し、本市の子どもたちの知・徳・体の調和のとれた人間形成と確かな学力、豊かな人間性を育む、川口ならではの教育施策を盛り込んでいます。

生涯学習においては、さまざまな学習機会を提供し、あらゆる世代の市民が生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動等に参加することを通じて自己実現を果たすとともに、地域コミュニティづくりにつながる特色ある施策を盛り込んでいます。

第5次川口市総合計画

将来都市像：「人と しごとが輝く しなやかで
たくましい都市 川口」

【国の教育振興
基本計画】

川口市教育大綱

「一人ひとりが輝く、しなやかさとたくましさを
そなえた人材を育てる 川口の教育」

【埼玉県の教育
振興基本計画】

川口市教育振興基本計画

（令和3年度から令和7年度）